

第29回寝屋川市障害者計画等推進委員会 要旨

日 時 平成25年11月28日 14:00～16:05

場 所 市立総合センター 4階第2研修室

出席委員 上田委員 大澤委員 大西委員 岡部委員 小澤委員 北野委員長 朽見委員
後藤委員 富田委員 仲井委員 中島委員 馬場委員 榊田副委員長
村井賢一委員 村井謙太委員 森下委員 山村委員 渡邊委員（名簿順）

欠席委員 岸谷委員

委員会の位置づけの変更の報告

（当委員会は平成25年4月1日に設置根拠が要綱から条例に変わり、名称も変更された。また、助言者が委員になり、委員定数が15名から21名に変更になった。なお、一般公募委員の定数は3名だが、応募が1名だったため2名は欠員状態となっている。）

委員紹介（次第番号2）

会議成立および傍聴の報告

資料の確認

1 開会あいさつ（松岡保健福祉部部長）

本日はお忙しいなか多数のご出席をいただき感謝する。また、平素より本市市政、とりわけ障害福祉行政の推進に格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げる。

本市においては、障害者支援の基本方向となる第2次障害者長期計画に沿って、平成24年3月に第3期障害福祉計画を策定し、障害児者施策を推進している。こうしたなかで平成26年4月から、サービスの維持向上を図るとともに、効率的な施設運営を推進するため、あかつき・ひばり園に指定管理者制度を導入することとなった。このこともふまえて、公民の多様な主体が連携・協働しながら支援するしくみを充実していく必要があると考えており、なおいっそうのご支援とご協力を賜るよう、よろしくお申し上げる。

障害者制度改革の一環として、障害者自立支援法は今年4月に障害者総合支援法に名称変更され、一部の難病患者等が新たに障害福祉サービス等の対象となった。また、来年4月には障害支援区分の創設や共同生活援助への一元化などが実施される。さらに、平成28年4月には障害者差別解消法も施行予定となっており、来年度に第4期計画を策定する際には、これらの内容を反映するとともに、障害者を取りまく環境の変化を見極めることが求められる。

本日は次期計画の策定に向け、第3期計画の進捗状況や課題について忌憚のないご意見やご提言を賜るよう、ご協力をお願い申し上げます。

3 新委員長、新副委員長選出

（事務局一任の発言をふまえて、北野委員を委員長、榊田委員を副委員長とするよう事務局が提案し、承認された。）

4 新委員長、新副委員長あいさつ

（榊田副委員長）

北野委員長を補佐し、この委員会を充実したものとしたいと思っているので、ご協力をよろしくお願ひする。

（北野委員長）

あいさつとして最近の動向を話すように言われているが、混沌としてよくわからない状況である。今年度に法案が通った障害者差別解消法は、2016（平成28）年4月1日の施行日まで2

年4か月ほどである。今年度中に内閣府の障害者政策委員会を基盤として基本方針を立て、来年4月以降に国の各省庁と自治体がそれぞれ要綱と指針をつくることになっていたが、障害者団体のヒアリングを綿密にやることになって作業が遅れており、基本方針はおそらく夏ぐらいまですれ込むのではないかと思う。その後の要綱作成のスケジュールも国は明確にしておらず、自治体には、国の方向性を参考にしながら同時並行的に作業をすすめてほしいと言っている。寝屋川市でも来年の夏ぐらいから国と並行して要綱を作成し、27年度はスタートラインに立つための研修や市民への啓発を行ってはどうかと思う。自治体は差別の解消が義務づけられており、かなり厳しい状況なので、我々も頑張ってしくみをしっかりつくってもらえればと思う。要綱とあわせて「障害者差別解消支援地域協議会」を立ち上げることでされており、設置の義務はないが、今後、差別に関する問題を取り扱う組織は必要になるので、どこが担うのかを当委員会や市で検討していけるとよい。一方、障害者雇用促進法に基づく差別の解消と合理的配慮に関する検討会が始まっている。こちらは内閣府よりも早いスピードで動いており、来年の5月ぐらいには基本指針が出てくると思うが、障害者の雇用と合理的配慮については自治体にもかなり明確な義務が課せられると理解してほしい。

社会保障審議会の障害者部会が11月19日に開催され、障害支援区分の見直しや次期の障害福祉計画の基本指針に関する資料が示された。障害支援区分については新しい判定式ができ、モデル事業の結果では2次判定での変更率が知的障害では40%→15.8%、精神障害では44.5%→21.1%となったが、精神障害の区分1の人の変更率が高かったため、修正判定式が作成され、12月1日からパブリックコメントが実施される。国は介護保険の樹形図を使うしくみをやめたと言っているが、しくみそのものは変わっていない。また、行動援護に関する基準（点数）の見直しについての提案も示された。

グループホームとケアホームの一元化もそれほど大きな変更はないが、生活支援員を法人が内部で雇うか外部に頼むかではっきり分けるという考え方が示されている。個人が希望する事業所と契約する方法に対して国は否定的であり、障害者団体との交渉で一定の移行期間は残すが、将来的にやめたいという方向である。重度訪問介護を知的障害にも広げることについても行動援護類型の人のみで非常に使い勝手が悪く、私たちが望む変更にはなっていない。地域移行・地域定着支援の利用者の拡大も触法の人だけで、在宅の人も使えるようにすることなどは否定された。これら以外の就労関係や高齢障害者の支援のしくみについては3年後に見直すことになっており、今後、障害者部会の下に部長の私的諮問機関を兼ねた研修会をつくって議論することになると思うが、それらについて情報は私たちには全く示されていない。

それでは、案件に入りたい。一括して説明してもらって審議したいと思う。

5 案件審議

(1) 障害者長期計画、障害福祉計画の進捗状況について

(2) 障害福祉計画（第3期計画）の平成26年度における重点事業の進捗について

(事務局 資料に基づき説明)

[補足事項]

- ・事前に配付した資料について不明な点などは個別に回答させていただくことにしていたが、連絡はなかったことをご報告する。
- ・障害福祉計画の実績については、平成23年度で旧体系のサービスが廃止されたため、平成24年度からのデータをまとめた。
- ・「平成26年度に重点的に取り組む事項」は、来年度で第3期計画が終了することをふまえ、第4期計画の策定に向けて現状と課題を整理し、来年度に重点的に取り組むべき事項をまとめたものである。内容についてご議論いただき、委員会としての承認をいただきたい。

(大西委員)

資料番号が打たれていないので、わかりにくい。

(北野委員長)

駆け足の説明だったのでわかりにくいところがあるかもしれないが、「平成26年度に重点的に取り組む事項」は当委員会の承認を得て展開するという事なので、きちんと議論したい。

まず、実績の推移、計画の進捗状況と課題について質問があればお聞きしたい。

(仲井委員)

2年前の委員会でも言ったが、進捗状況と課題の【記号1E】に関して、寝屋川市駅の下のスーパの前の放置自転車がひどい。駅長やスーパの人、市の道路交通課にも言っているが、一向に改善されない。写真を撮ってきたので各委員にも見てもらい、なんとかしてほしい。

(北野委員長)

それは市民のマナーの問題なのか、それともしくみが悪いのか。

(仲井委員)

マナーも悪いし、もう少し取り締まってほしい。視覚障害の人々から「何とかしてほしい」と言われており、今のところ大きなケガをした人はいないが、ケガをしてからでは遅いので、市としても取り組んでほしいと思う。

(事務局)

要望は関係課に伝えており、調整している最中である。

(馬場委員)

【連番122】について、市長申立による助成が1件と書かれている。市長申立をしてもなかなか取り上げてもらえないという問題が各自治体であるが、市長申立の申請件数は何件か。

(事務局)

申請件数も1件であり、申立があったものにはすべて対応している。

(山村委員)

相当なボリュームの資料で、きちんとまとめられているが、課題として指摘されていることを読んで、頭が痛くなる思いがした。3点に絞って述べたい。

【記号1D】に異なる障害者どうしの相互理解が書かれているが、そのための「事業」とはどのようなものか、これは20～30年前から言われていることのひとつだが、単に障害者間ではなくあらゆる場面での人間の関係性のなかで見受けられることで、非常に厄介な課題だと思う。

【記号1F】に移動支援事業の報酬単価の改善について書かれているが、どのように改善されたのか。また、行動援護の利用を促進する方策が書かれているが、内容を説明してほしい。

【記号2D】に書かれている「ぼぼろスクエア」とはどのようなものか。

(朽見委員)

「ぼぼろスクエア」は大阪障害者センターが母体になった作業所である。支援学校の高等部では障害が多様化し、グループ別にしても本人が希望する学習ができないので、専攻科の設置を親の団体や大阪障害者センターが府教委に要望しているが、支援学校が足りない状況のなかで難しい状況である。そのため、支援学校の高等部を卒業した後も「学びたい」という意欲をもつ知的障害のある子どもがたくさんおり、専攻科のような機能をもつ場として、自立訓練事業を活用した「フォレスクール」が和歌山でつくられた。これを基にしたものが全国に広がりつつあり、大阪で初めてできたのが「ぼぼろスクエア」である。2年を年限として支援学校ではできなかった学習を中心とした訓練を行っており、本人が「自分探し」をして、その後の進路を決めていく。寝屋川支援学校では、新たに通学区域になった門真市のお母さん方から、そうしたところがほしいという声が上がっていると聞いている。

(北野委員長)

アメリカのコミュニティカレッジのようなものだと思う。無料で行ける地域の短大で、障害をもつ人だけでなく勉強しなおしたい人が行っているが、日本にはそうしたしくみがない。

(事務局)

【記号1D】は課題として提案されたものを記載しており、現在も課題として残っている。

【記号1 F】について、平成18年の自立支援法施行以降、寝屋川市では移動支援の報酬単価を1時間1,600円としてきたが、その後に設置された同行援護とも調整して1時間1,800円に改定した。行動援護については事業所指定のハードルが高く、事業所が少ないなかでの課題を記載しており、移動支援との併給はこうした状況のなかで、社会参加を保障するよう検討するということである。

(山村委員)

移動支援と行動援護を合算して支給するのではないということか。これらは対象者が重なる部分もあるという解釈はできないか。

(事務局)

移動支援は地域生活支援事業なので、支給決定はそれぞれで行う。また、対象者は異なるので、すべて重なるというものではない。

(森下委員)

行動援護と移動支援の併給は、大阪市や大東市などで行われている。行動援護の事業者が非常に少ないなかで、行動援護類型の利用者の支援を指定を受けた事業所だけではできないことがある。そうした場合に他の事業所が移動支援を行うかたちで併給とすることで、行動援護を柔軟に提供しつつ、移動支援の事業所が経験を積み、行動援護の指定を取るようにはたらきかけることができると思う。

(北野委員長)

行動援護を行う場合は経験と研修が必要なので、移動支援を通じて経験を積み、研修を受けて指定を取ってもらうひとつの方法として、併給というかたちもあるということである。

(朽見委員)

【記号2 K】に、すべての事業所が施設協議会に加入することが課題として書かれており、私もそうすべきだと思う。施設協議会は職員研修や「あいあいまつり」を開催するなど、たいへん有意義な事業を行っているので、すべての事業所が入れるしくみにしてほしい。

【記号2 A】に、障害児関係機関協議会への社会福祉法人等の参加や、保護者等への支援に向けた関係機関の連携、療育システム等の再構築が課題として書かれているが、これらについてどこで話しあっていくのか。

(山村委員)

施設協議会としても、指摘いただいた方向については検討していく必要があると思う。

(朽見委員)

研修を全体で行っている市は少なく、どの事業所も同じ考え方で接してもらえるのは利用者にとってよいことである。いろいろな形態の事業者ができ、施設協議会の考え方とあわないところもあると思うが、利用者にとってはどの事業者も平等なものなので、声はかけてほしい。

(山村委員)

微妙な問題であり、各事業所の個性や方針もあるので、施設協議会全体として方向性を示すことは、協議会という組織の性格として踏み込みにくいところもあることも理解してほしい。

(朽見委員)

利用者側からの提案としてお願いしたい、ということである。

(山村委員)

提案があったということを協議会のメンバーに伝えて、考えてみたいと思う。

(北野委員長)

全くの民間の組織であれば、むしろ、この計画に載せるべきかどうかという問題になるが、市として関与している組織であれば、広げるしくみを行政指導でつくっていく必要がある。

(朽見委員)

すばる・北斗福祉作業所が指定管理になるときの市と団体の協議のなかで、利用者からの強い要望を受け、市が働きかけて施設協議会を再度立ち上げてもらった。そういう経緯をふまえ

てお願いしたいということである。

(事務局)

市からの補助金などは一切出しておらず独自で運営されているが、情報を共有し、ともに課題を検討する場だと認識しており、今後もできるだけ参加していただけるかたちですすめていきたいと考えている。

(山村委員)

施設協議会は、現在は市からの補助金は一切受けていないという意味で当事者団体とは性格が違うので、一定自由に運営させてもらっているが、市との協力関係はできる限り緊密にしていくべきだと考えている。

(事務局)

障害児関係機関協議会への社会福祉法人等の参加については、あかつき・ひばり園が指定管理になることをふまえて指定管理者となる社会福祉法人が参加するよう条例や要綱改正などの準備をしているが、その他は考えていない。保護者等への支援に向けた連携は従前からの課題として記載している。また、療育システムの再構築は、指定管理に移行しても現行と変わらずシステムを維持・向上していくよう考えている。なお、【記号2 A】に記載している「障害児に特化した基幹的な相談支援」は、朽見委員のご意見を具体的にお聞きして検討したいと考えている。

(朽見委員)

どのような場で意見を聞いてもらえるのか。

(事務局)

まず、別の場でご意見をお聞きし、そのうえで必要であれば検討していきたい。

(朽見委員)

あかつき・ひばり園を指定管理に移行するのは市として大きなことであり、今後の人材育成も含めて時間が必要なことだと思う。指定管理者となる法人がしっかり運営できるよう、市がしっかりバックアップしないといけないと思うので、そのしくみが大事だと思う。それがないと利用者は不安である。法人は責任をもってやられると思うが、市の職員を徐々に引き上げていくなかでの人材育成や、市の人材の活用などをどうすすめるかを聞きたかった。

(北野委員長)

そういうことについて、できれば個人的に意見を聞くのではなく、議論できる場をつくってほしいということだと思う。

(朽見委員)

大人数で話しあうのは無理があると思うので、小規模な場での話しあいができるとうい。

(大西委員)

あかつき・ひばり園指定管理者の理事長として、「支援」は押しつけや強制ではなく、法人が望む支援をお願いしたい。

(岡部委員)

【記号1 C】にボランティア活動への経済的な支援について書かれているが、具体的な計画があるか。

(村井賢一委員)

【記号1 C】に記載しているのは、社会福祉協議会からボランティア団体への助成金のことである。従来は福祉基金を活用した大阪府の補助金があり、それに市社協が上乗せをしていたが、府の補助金はなくなった。一方、公民館等の施設が指定管理になって利用料が有料になり、活動しにくいという声が上がったため、歳末たすけあい募金の配分を見直して対処した。

(岡部委員)

助成金の対象は、社協に登録しているボランティア団体か。

(村井賢一委員)

【記号1C】に記載しているのは社協の登録ボランティア団体に関することだが、他の団体も登録してもらえれば対象になる。

(岡部委員)

身体障害者福祉会の聴覚言語部会で関わっているいくつかの手話サークルは、活動のための部屋を借りるのにお金がかかっているので困っている。こうした団体と社協の登録団体をうまくつなぐ方法はないか。

(村井賢一委員)

部屋を借りるため費用はひとつの例であり、ボランティア活動を活性化するための助成をしているということである。社協に登録されている手話サークルもあり、他の団体も登録されれば対象になる。

(岡部委員)

そういうことであれば、団体と相談してみる。

(北野委員長)

他市で、同じような活動をしているグループは社協に登録できずに苦勞した記憶があるが、いろいろなグループが登録できるしくみにしてほしい。

(村井賢一委員)

寝屋川市ではそのような問題はない。

(北野委員長)

平成26年度に重点的に取り組む事項は承認しないといけないので、意見を出してほしい。

(山村委員)

このとおりでよいと思う。

(村井謙太委員)

このとおりでよいと思うが、いくつかお願いしたいことがある。進捗状況と課題のなかにも難病のことをかなり入れてもらったが、それは特定疾患を中心とした大人の難病のことである。難病の子どもたちもおり、小児慢性特定疾患はいつ発症するかわからないので、【(6)】に関連して教育機関にも周知してほしい。また、サポート手帳の活用は小児慢性特定疾患の子どもたちも対象にしてもらえれば、大人になってから困らなくても済むと思う。

また【(8)】について、市内の障害者団体でも実態アンケートを行っているが、難病のなかにはI型糖尿病のインスリンのように劇薬を使う疾病があるので、医師会や薬剤師会と連携してぜひ確保してほしいと思う。

(事務局)

サポート手帳については、難病の子どもも利用できる方向で検討していく。

(榊田副委員長)

薬剤師会で、災害時の薬の確保について検討されていると聞いている。医師は現在は薬を扱わないので、必要な薬を指示するというかたちで連携している。

(朽見委員)

【(6)】に自立支援協議会に障害児部会を立ち上げると書かれているが、具体的にどういう団体や機関が参加するよう考えているのか。また、サポート手帳はどういうものか。

また、【(8)】について、災害対策基本法が改正され、災害時要援護者の名簿を関係機関が連携して出せることになった。寝屋川市では同意方式でいくという話だが、同意しない人の方が支援が必要だと思うので、そういう人をグループ化するような取り組みも必要ではないか。そうしたことについての災害時の支援マニュアルを作成するよう提案したい。

(事務局)

サポート手帳は今年度に作成委員会を設置し、いろいろな地域のものを参考にして原案を作成した。生まれてからの経過を記録し、情報を整理するものとして考えており、関係機関でス

ムーズに利用できるよう検討している。あわせて、介助の方法やパニックになったときの対応、アレルギーなどの医療的な情報を記載し、持ち歩けるようなものもつくるよう考えている。

自立支援協議会の障害児部会については、サポート手帳の作成を通じて関係機関の話し合いをすすめていることや、障害児サービスの事業所の連絡会を昨年度に開催したこともふまえて、参画する機関を検討していきたいと考えている。

災害時要援護者支援については、今年度新たに「災害時要支援者名簿」を危機管理室等で位置づけた。この名簿は個人情報を含むため基本的には同意方式にしているが、同意の得られない人について、その人が利用している福祉サービス事業所等が把握している情報をもとに別の名簿を作成し、対策を検討していくよう考えている。また、サービス等利用計画を作成する際のアセスメントのなかで、災害時の対応に関する計画もできればよいと考えて取り組んでいる。
(北野委員長)

サービス等利用計画に避難支援も含めるのはすばらしいことだと思うが、そのためには計画を作成する指定特定相談支援事業所がそういう問題意識をもつ必要があるので、指導が必要になる。その点については大丈夫か。

(事務局)

コツコツやっていく。

(大澤委員)

精神障害者の地域移行・地域定着は家庭に帰ることはないと思う。【(5)】にグループホームのことが書かれているが、安定し、自立している人はグループホームに行けても、24時間のケアが必要な精神障害者が行けるケアホーム的なものが寝屋川市にはない。知的障害者のケアホームで精神障害者も受け入れてもらえるのか。この問題は家族会でいつも話題になるので教えてほしい。

(北野委員長)

精神障害者の地域移行・地域定着をすすめるうえで、24時間の支援ができるケアホームが必要だということと、それが難しい場合に、精神障害を理解し、知的障害とともに受け入れる事業者があるかということである。

(事務局)

社会福祉法人みつわ会でグループホームをつくられていると聞いているが、社会資源をつくっていくことはこれからの課題だと考えている。

(大澤委員)

みつわ会のことは聞いているが、定員は4人である。いずれは増やしていくと思うが、職員の人件費の面で難しいようである。

(北野委員長)

精神障害者が地域移行できるように、ケアホームに対するサポートをぜひ検討してほしい。26年度で難しければ、次期の計画に盛り込む方向で検討してほしい。

他にも意見はあると思うが時間が来たので、副委員長にまとめをお願いして終わりたい。

6 閉会あいさつ（梶田副委員長）

本日は長期計画の進捗状況や26年度の取り組みに対して、活発な意見をいただき感謝する。今年当委員会はもう開かれませんが、来週は12月になって来年が迫ってくるので、また活発な意見をいただければと願っている。

(閉会)